

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十四号

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「」及び「を」に、「場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第五十四条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「をいう。」を「をいう。以下この項において同じ。」に改め、「場合の」の下に「指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え、「第五十四条第二項」を「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項」に改める。

第九条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十六条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第十六条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ

め、第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十八条第五号中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十三条第二項第三号中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第四十九条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十九条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第五十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。